

(参考和訳)

## 視覚障害者等の発行された著作物へのアクセスを促進するためのマラケシュ条約 (仮称)

前文

締約国は、

世界人権宣言及び国連障害者の権利条約において宣言されている非差別、機会平等、アクセス可能性、及び社会への全面的かつ効果的な参加と包含の原則を想起し、

視覚障害者又はその他の読字障害者の完全な発達を阻害し、自分が選択するあらゆるコミュニケーション形式によるものをはじめとし、他の人々と同等にあらゆる種類の情報とアイデアを求め、受け取り、伝達する自由を含め、彼らの表現の自由、教育権の享受および研究を実施する機会を制限する課題に留意し、

文学的及び美術的創作に対する奨励及び報酬としての著作権保護、及び視覚障害者又はその他の読字障害者を含めたすべての人がコミュニティの文化生活に参加し、芸術を享受し、科学の進歩とその恩恵を共有することの重要性を強調し、

視覚障害者又はその他の読字障害者が発行された著作物にアクセスして社会における機会平等を達成する上での障壁、ならびに利用しやすい形式の著作物の数を増やすこと及びかかる著作物の流通を改善することの双方の必要性を意識し、

視覚障害者又はその他の読字障害者の大多数が発展途上国及び後発開発途上国に暮らしていることを勘案し、

国ごとの著作権法には違いがあっても、新たな情報通信技術が視覚障害者又はその他の読字障害者の生活に及ぼす積極的な影響は国際的なレベルにおける法的枠組みの向上によって強化され得ることを認識し、

多くの加盟国が自国の著作権法において視覚障害者又はその他の読字障害者のために制限及び例外を定めているが、利用しやすい形式の複製物になっていて、かかる人々が利用可能な著作物は引き続いて不足しており、著作物をこれらの人々にとって利用しやすくする努力には少なからぬ資源が必要であること、また、利用しやすい形式の複製物を国境を越えて交換することができないためにこうした努力の重複が余儀なくされていることを認識し、

著作権者がその著作物を視覚障害者又はその他の読字障害者に利用しやすいものにする上で果たす役割の重要性、及び、とりわけ市場がかかるアクセスを提供することができない場合にこれらの人々にとって著作物を利用しやすくするための適切な制限及び例外の重要性の双方を認識し、

著作者の権利の効果的な保護と、より大きな公益、特に教育、研究及び情報へのアクセスとの間にバランスを保つことの必要性、及びこうしたバランスは視覚障害者又はその他の読字障害者を利するように著作物への効果的かつ適時なアクセスを促進するものでなければならないことを認識し、

著作権保護に関する既存の国際条約に基づく締約国の義務、ならびに文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の第9条(2)及びその他の国際文書に定められている制限及び例外のスリーステップテストのもつ重要性和柔軟性を再確認し、

世界知的所有権機関の一般総会によって2007年に採択された、開発に関する検討が世界知的所有権機関の作業の枢要な一部を成すことを確保することを目指している開発アジェンダの勧告の重要性を想起し、

国際的な著作権制度の重要性を認識し、視覚障害者又はその他の読字障害者による著作物へのアクセス及び利用を促進することを目的として、制限及び例外を調和させることを希望し、

以下の通り合意した。

## 第1条

他の協定及び条約との関係

この条約のいかなる規定も、他の条約に基づく義務であって締約国が相互に負うものを免れさせるものではなく、締約国が他の条約に基づいて有する権利に影響を及ぼすものでもない。

## 第2条

定義

この条約の適用上、

- (a) 「著作物」とは、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の第2条(1)に言うテキスト、注釈及び/又は関連の図解の形式になっている文学的及び美術的著作物を意味し、発行されているか否か、又はそれ以外で何らかの媒体において公衆に提供されているか否かは問わない。<sup>1</sup>
- (b) 「利用しやすい形式の複製物」とは、受益者に著作物へのアクセスを与える（視覚障害者又はその他の読字障害をもたない人と同様に便利に、かつ快適にアクセスすることが可能になるようにすることを含む。）ような代替的な態様又は形式になっている著作物の複製を意味する。利用しやすい形式の複製物は、専ら受益者によって利用されるものであり、かつ、代替的な形式で著作物を利用しやすくするために必要な変更と受益者側からの利用しやすさについてのニーズを十分に考慮しつつ、原著作物との同一性を尊重しなければならない。
- (c) 「Authorized Entity」とは、教育、教育訓練、アダプティブ・リーディング又は情報アクセス手段を、受益者に非営利で提供することを政府によって許諾されている、又は認定されている機関を意味する。また、主要活動又は制度上の義務の1つとして受益者に同様のサービスを提供する政府機関又は非営利組織をも含む。<sup>2</sup>

**Authorized Entity** は、下記の事項を行うために独自の慣行を定め、その慣行に従う。

<sup>1</sup> 第2条(a)に関して合意されている声明： この条約の適用上、この定義にはオーディオブックなどのように聴覚形式の著作物が含まれることが了解されている。

<sup>2</sup> 第2条(c)に関して合意されている声明： この条約の適用上、「政府によって認定されている機関」には、政府から財務支援を得て受益者に非営利で教育、教育訓練、アダプティブ・リーディング又は情報アクセス手段を提供する機関が含まれていてもよいことが了解されている。

- (i) サービスの対象者が受益者であると定める
- (ii) 利用しやすい形式の複製物の譲渡と利用可能化を受益者及び/又は **Authorized Entity** に限定する。
- (iii) 無許諾の複製物の複製、譲渡及び利用可能化を抑止する。及び
- (iv) 著作物の複製物の取扱いにおいて十分な注意を払いつつ、その取扱いの記録を維持する一方で、第 8 条に従って受益者のプライバシーを尊重する。

### 第 3 条 受益者

受益者とは、他の障害の有無にかかわらず、下記のいずれかに該当する者である。

- (a) 盲目である。
- (b) 視覚障害、若しくは、知覚障害、又は読字障害をもち、かかる障害をもたない人と実質的に同等の視覚機能をもつように改善することができないために、障害をもたない人と実質的に同程度には、印刷された著作物を読むことができない。又は<sup>3</sup>
- (c) それ以外で身体障害により、読書のために通常受け入れられる程度まで書籍を保持する、操作する、若しくは目の焦点を合わせる、又は目を動かすことができない。

### 第 4 条 利用しやすい形式の複製物に関する国内法の制限及び例外

1. (a) 締約国は、国内の著作権法に、複製権、譲渡権及び世界知的所有権機関著作権条約に定められている利用可能化権の制限又は例外を定めて、受益者のために、利用しやすい形式の複製物の著作物の利用可能性を促進する。国内法に定められる制限又は例外は、著作物を代替的な形式で利用しやすくするために必要な変更を許容するものとすべきである。
  - (b) 締約国は、上演・演奏権への制限又は例外を定めて、受益者のための著作物へのアクセスを促進することもできる。
2. 締約国は、国内の著作権法に下記の制限又は例外を定めることによって、第 4 条(1)において特定されているすべての権利について同条を満たすことができる。
  - (a) **Authorized Entity** は下記の条件のすべてが満たされている場合には、著作権者の許諾を受けずに、著作物の利用しやすい形式の複製物を作成すること、別の **Authorized Entity** から利用しやすい形式の複製物を入手すること、及び非商業的な貸与、又は有線もしくは無線の手段による電子的コミュニケーションによるものを含めたあらゆる手段によってそれら複製物を受益者に提供すること、及びこれらの目的を達成するためのいかなる中間的措置をとることを許容されるものとする。
    - (i) 上記の活動をすることを望む **Authorized Entity** が当該著作物、又は当該著作物の複製物に合法的にアクセスできる。

<sup>3</sup> 第 3 条(b)に関して合意されている声明： この文言のいずれも、「改善することができない」には考えられ得るあらゆる医学診断的手続及び治療の利用を要求することを示唆するものではない。

- (ii) 著作物が、利用しやすい形式の複製物（利用しやすい形式の複製物にある情報を見つけるために必要な手段を含んでもよい。）変換されているが、著作物を受益者にとって利用しやすいようにするために必要になる以外の変更は導入していない。
- (iii) そのような利用しやすい形式の複製物が、専ら受益者によって利用されることを目的として提供される。及び
- (iv) 当該活動が非営利でおこなわれている。

ならびに

- (b) 受益者、又は、その代理の者（主たる世話人又は介護者を含む。）は、受益者の個人的利用のために著作物の利用しやすい形式の複製物を作成すること、又はそれ以外で、受益者がその著作物又はその著作物の複製物に合法的にアクセスできる場合に、受益者が利用しやすい形式の複製物を作成し、利用するのを支援することができる。

3. 締約国は、第 10 条及び第 11 条に従って自国の著作権法に（パラ 2 以外の）他の制限又は例外を定めることで第 4 条(1)を満たすことができる。<sup>4</sup>

4. 締約国は、本条に基づく制限又は例外を、特定の利用しやすい形式になっており、その市場においては受益者にとって妥当な条件で商業的に入手することのできない著作物に限定することができる。この可能性を利用する締約国は、この条約の批准、受諾、若しくは加盟時、又はその後いずれかの時に、世界知的所有権機関の事務局長に寄託する通知書において、その旨を宣言することとする。<sup>5</sup>

5. 本条に基づく制限又は例外が報酬の対象となるか否かは、国内法が決定すべき事項とする。

## 第 5 条

利用しやすい形式の複製物の国境を越えた交換

1. 締約国は、制限、若しくは例外に基づいて、又は法律の運用に従って利用しやすい形式の複製物が作成される場合に、**Authorized Entity** によって別の締約国の受益者又は **Authorized Entity** にその複製物が譲渡又は利用可能化されることができることを定める。<sup>6</sup>

2. 締約国は自国の著作権法において、下記の制限又は例外を定めることによって、第 5 条(1)を満たすことができる。

- (a) **Authorized Entity** は、著作権者の許諾を受けずに、専ら受益者による利用を目的として、利用しやすい形式の複製物を別の締約国の **Authorized Entity** に譲渡又は利用可能化することができるものとする。及び

<sup>4</sup> 第 4 条(3)に関して合意されている声明： 本パラグラフは、視覚障害者又はその他の読字障害者について翻訳権に関してベルヌ条約のもとで許容される制限及び例外の適用可能性の範囲を縮小も拡大もしないことが了解されている。

<sup>5</sup> 第 4 条(4)に関して合意されている声明： 商業的な利用可能性の要件から、本条に基づく制限又は例外がスリーステップテストに合致するか否かが予め判断されるものではないことが了解されている。

<sup>6</sup> 第 5 条(1)に関して合意されている声明： さらに、この条約のいかなる規定も、他の条約に基づく排他的権利の範囲を縮小又は拡大するものではないことが了解されている。

(b) **Authorized Entity** は、著作権者の許諾を得ずに第 2 条(c)に従って、利用しやすい形式の複製物を別の締約国の受益者に譲渡又は利用可能化することを許容されるものとする。

ただし、譲渡又は利用可能化元の **Authorized Entity** が、譲渡又は利用可能化を行う前に、利用しやすい形式の複製物が受益者のため以外に利用されることを知らなかった、又は知るべき合理的な根拠がなかったことがその条件となる。<sup>7</sup>

3. 締約国は、第 5 条(4)、第 10 条及び第 11 条に従って、自国の著作権法に（パラ 2 以外の）他の制限又は例外を定めることによって第 5 条(1)を満たすことができる。

4. (a) ある締約国の **Authorized Entity** が第 5 条(1)に従って利用しやすい形式の複製物を受け取り、その締約国がベルヌ条約第 9 条に基づく義務を負っていない場合、その **Authorized Entity** は自国の法制と慣行に従って、利用しやすい形式の複製物はその締約国の法域内の受益者のためだけに複製、譲渡、又は利用可能化されることを確保する。

(b) 第 5 条(1)に従って **Authorized Entity** が行う利用しやすい形式の複製物の譲渡と利用可能化は、その法域に限定されるものとする。ただし、その締約国が世界知的所有権機関著作権条約の締約国である場合、又は、この条約を実施する譲渡権と利用可能化権の制限及び例外を、当該著作物の通常の利用を妨げず、当該著作権者の正当な利益を不当に害さない特別な場合に限定している場合はその限りではない。<sup>89</sup>

(c) 本条のいかなる規定も、譲渡行為又は公衆への利用可能化行為を構成するものについての決定に影響を及ぼさない。

5. この条約のいかなる規定も、権利の消尽の問題を取り上げるために利用してはならない。

## 第 6 条

### 利用しやすい形式の複製物の輸入

締約国の国内法が、受益者、その代理の者、又は **Authorized Entity** が著作物の利用しやすい形式の複製物の作成を許容する程度にまで、その国内法は、それらの者が著作権者の許諾を受けずに、受益者のために利用しやすい形式の複製物の輸入を行うことも許容するものとする。<sup>10</sup>

## 第 7 条

### 技術的手段に関する義務

締約国は、効果的な技術的手段の回避に対して適切な法的保護と効果的な法的救済を提供する場合に、受益者がこの条約において定められている制限及び例外を享有することがこの法的な

<sup>7</sup>第 5 条(2)に関して合意されている声明： **Authorized Entity** が利用しやすい形式の複製物を別の締約国の受益者に直接的に譲渡または利用可能化するためには、その機関のサービス対象者が受益者であることを確認するためのさらなる方策を適用し、第 2 条(c)に述べられている独自の慣行に従うことが適切な場合があることが了解されている。

<sup>8</sup>第 5 条(4)(b)に関して合意されている声明： この条約のいかなる規定も、締約国がこの条約又は他の国際条約に基づく義務を超えて 3 ステップテストを採択又は適用すべきことを要求も暗示もしていないことが了解されている。

<sup>9</sup>第 5 条(4)(b)に関して合意されている声明： この条約のいかなる規定も、締約国が WCT を批准する、若しくはこれに加盟する、又はその規定に従う義務を創出しないこと、及びこの条約のいかなる規定も、世界知的所有権機関著作権条約に定められている権利、制限及び例外を害さないことが了解されている。

<sup>10</sup>第 6 条に関して合意されている声明： 締約国には、第 6 条に基づく義務を実施する際に、第 4 条に定められているのと同じ柔軟性があることが了解されている。

保護によって妨げられないことを確保するために、必要に応じて適切な手段を講じるものとする。<sup>11</sup>

## 第 8 条

### プライバシーの尊重

この条約において定められている制限及び例外の実施に際して、締約国は他の人々と同様に受益者のプライバシーを保護すべく努めるものとする。

## 第 9 条

### 国境を越えた交換を促進するための協力

1. 締約国は、自主的な情報の共有を奨励して **Authorized Entity** が互いを識別するのを支援することにより、利用しやすい形式の複製物の国境を越えた交換を促進すべく努力する。世界知的所有権機関の国際事務局は、このための情報へのアクセスポイントを設ける。
2. 締約国は、必要に応じ、第 5 条に基づく活動に従事している **Authorized Entity** が、**Authorized Entity** の間で情報を共有すること、及びその方針と慣行に関する情報（利用しやすい形式の複製物の国境を越えた交換に関するものを含む。）を適切に関係国及び公衆に提供することの双方を通じて、第 2 条(c)に従う自らの慣行に関する情報を提供するのを支援する。
3. 世界知的所有権機関の国際事務局には、この条約の機能についての情報が利用可能である場合には、その情報を共有することが要請される。
4. 締約国は、この条約の目的と目標を実現するための国内努力を支援するに当たっては、国際協力とその促進が重要であることを認識する。<sup>12</sup>

## 第 10 条

### 実施に関する一般的原則

1. 締約国は、この条約の適用を確保するために必要な措置とる。
2. いかなる規定も、締約国が自国の法制と慣行の範囲内でこの条約の規定の適切な実施方法を決定することを妨げない。<sup>13</sup>

---

<sup>11</sup> 第 7 条に関して合意されている声明： **Authorized Entity** は種々の状況において、利用しやすい形式の複製物の複製、譲渡及び利用可能化に際して技術的手段を適用することを選択すること、また、この条約のいかなる規定も、国内法に従った慣行を妨げないことが了解されている。

<sup>12</sup> 第 9 条に関して合意されている声明： 第 9 条は、**Authorized Entity** の登録が義務とされることを示唆してもおらず、また **Authorized Entity** がこの条約において認められている活動に従事するための前提条件も構成していないが、利用しやすい形式の複製物の国境を越えた交換を促進するための情報共有の可能性について定めていることが了解されている。

<sup>13</sup> 第 10 条(2)に関して合意されている声明： ある著作物が第 2 条(a)に基づく著作物として適格である場合（聴覚形式の著作物を含む。）には、この条約によって定められている制限と例外が、変更すべきところは変更を施されて、利用しやすい形式の複製物を作成し、受益者にそれを譲渡し、利用可能化するのに必要な著作隣接権に適用されることが了解されている。

3. 締約国は、受益者の利益のための特別な制限又は例外、その他の制限又は例外、若しくはそれらの組み合わせを通じて、自国の法制と慣行の範囲内でこの条約に基づく権利と義務を遂行することができる。この権利と義務には、ベルヌ条約、その他の国際条約、及び第 11 条に基づく締約国の権利と義務に適合する、受益者のニーズを満たすための適正な慣行、取引、又は利用に関する受益者のための司法上、行政上、又は規制上の決定が含まれていてもよい。

## 第 11 条

### 制限及び例外に関する一般的義務

締約国はこの条約の適用を確保するために必要な手段を定める場合において、下記を目的とし、ベルヌ条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定、及び世界知的所有権機関著作権条約（解釈に関する合意を含む。）に基づく権利を行使することができ、これらに基づく義務を遵守する。

- (a) ベルヌ条約第 9 条(2)に従い、締約国は複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、著作者の正当な利益を不当に害さないことを条件として、特別な場合において、著作物の複製を許可することができる。
- (b) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定の第 13 条に従い、締約国は排他的権利に対する制限又は例外を、当該著作物の通常の利用を妨げず、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。
- (c) 世界知的所有権機関著作権条約の第 10 条(1)に従い、締約国は、特別な場合に、世界知的所有権機関著作権条約に基づいて著作者に付与される権利に対してなされる制限又は例外であり、かつ当該著作物の通常の利用を妨げず、著作者の正当な利益を不当に害さないものについて定めることができる。
- (d) 世界知的所有権機関著作権条約の第 10 条(2)に従い、締約国はベルヌ条約を適用する場合、権利への制限又は例外を、当該著作物の通常の利用を妨げず、著作者の正当な利益を不当に害さない特別な場合に限定する。

## 第 12 条

### その他の制限及び例外

1. 締約国は、自国の経済状況及び社会的、文化的なニーズを考慮し、自国の国際的な権利と義務と適合し、また後発発展途上国の場合には自国の特別なニーズ及び固有の国際的な権利、義務及び柔軟性を勘案して、受益者の利益のためにこの条約によって定められているのとは別の著作権上の制限及び例外を自国の国内法において実施することができることを認識する。
2. この条約は、国内法によって定められる障害者のための他の制限及び例外を損なうものではない。

## 第 13 条

### 総会

- 1 (a) 締約国は、その総会を設置する。
- (b) 各締約国は、総会において、一人の代表によって代表されるものとし、代表は、代表者代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。

- (c) 各代表団の費用は、その代表団を任命した締約国が負担する。総会は、世界知的所有権機関に対し、国際連合総会の確立された慣行に従って開発途上国とされている締約国及び市場経済への移行過程にある締約国の代表の参加を容易にするために財政的援助を与えることを要請することができる。
- 2 (a) 総会は、この条約の存続及び発展並びにこの条約の適用及び運用に関する問題を取り扱う。
- (b) 総会は、特政府間機関がこの条約の締約国となることの承認に関して第 15 条の規定により与えられる任務を遂行する。
- (c) 総会は、この条約の改正のための外交会議の招集を決定し、当該外交会議の準備のために、世界知的所有権機関事務局長に必要な指示を与える。
- 3 (a) 国である締約国は、それぞれ一の票を有し、自国の名においてのみ投票する。
- (b) 政府間機関である締約国は、当該政府間機関の構成国でこの条約の締約国である国の総数に等しい数の票により、当該構成国に代わって投票に参加することができる。当該政府間機関は、当該構成国のいずれかが自国の投票権を行使する場合には、投票に参加してはならない。また、当該政府間機関が自らの投票権を行使する場合には、当該構成国のいずれも投票に参加してはならない。
- 4 総会は事務局長の招集により、例外的な状況が存在しない限り、世界知的所有権機関の一般総会と同時期に同一の場所で会合を行う。
- 5 総会は、コンセンサス方式により決定を行うよう努めるものとし、臨時会期の招集、定足数、種々の決定を行う際に必要とされる多数（この条約の規定に従うことを条件とする。）その他の事項について手続規則を定める。

#### 第 14 条 国際事務局

世界知的所有権機関国際事務局は、この条約の管理業務を行う。

#### 第 15 条 締約国となる資格

- (1) 世界知的所有権機関の加盟国は、この条約の締約国となることができる。
- (2) 総会は、この条約の対象となる事項に関し権限を有し、そのすべての構成国を拘束する自らの法制を有する旨並びにこの条約の締結につきその内部手続きに従って正当に委任を受けている旨を制限する政府間期間が、この条約の締約国となることを認める決定を行うことができる。
- (3) 欧州連合は、この条約を採択した外交会議において、前項において規定する宣言を行っており、この条約の締約国となる資格を有するものとする。

#### 第 16 条 この条約に基づく権利及び義務



各締約国は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、この条約に基づくすべての権利を享有し、すべての義務を負う。

## 第 17 条

### 署名

この条約は、マラケシュにおける外交会議において、またその後は採択から 1 年間にわたり世界知的所有権機関の本部において、この条約の締約国となる資格を有する国（政府間機関を含む。以下この条から第 19 条までにおいて同じ。）による署名のために開放しておく。

## 第 18 条

### 効力発生

この条約は、第 15 条に規定するこの条約の締約国となる資格を有する国のうち 20 の国が批准書又は加入書を寄託した後三箇月で効力を生ずる。

## 第 19 条

### 締約国について効力が生ずる日

この条約は、次に掲げる日から締約国となる資格を有する国を拘束する。

- (i) 第 18 条に規定する締約国となる資格を有する国 20 の国については、この条約が効力を生じた日。
- (ii) 第 15 条に規定するこの条約の締約国となる資格を有するものについては、当該国が世界知的所有権機関事務局長に批准書又は加入書を寄託した日から 3 ヶ月の期間が満了した日

## 第 20 条

### 廃棄

いずれの締約国も、世界知的所有権機関事務局長にあてた通告により、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務局長がその通告を受領した日から一年で効力を生ずる。

## 第 21 条

### 言語

(1) この条約は、ひとしく正文である英語、アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による原本 1 通について署名する。

(2) 世界知的所有権機関事務局長は、いずれかの関係国の要請により、全ての関係国と協議の上、第 21 条(1)に規定する言語以外の言語による公定訳文を作成する。この(2)の規定の適用上、「関係国」とは、世界知的所有権機関の加盟国であって当該公定訳文の言語をその公用語又は公用語の一とするもの並びに欧州連合及びこの条約の締約国となることのできる他の政府間機関であって当該公定訳文の言語をその公用語の一とするものをいう。

## 第 22 条

寄託者

この条約の寄託者は、世界知的所有権機関事務局長とする。

2013年6月27日にマラケシュにおいて作成

[文書終了]